

○居住誘導区域の設定について(素案)

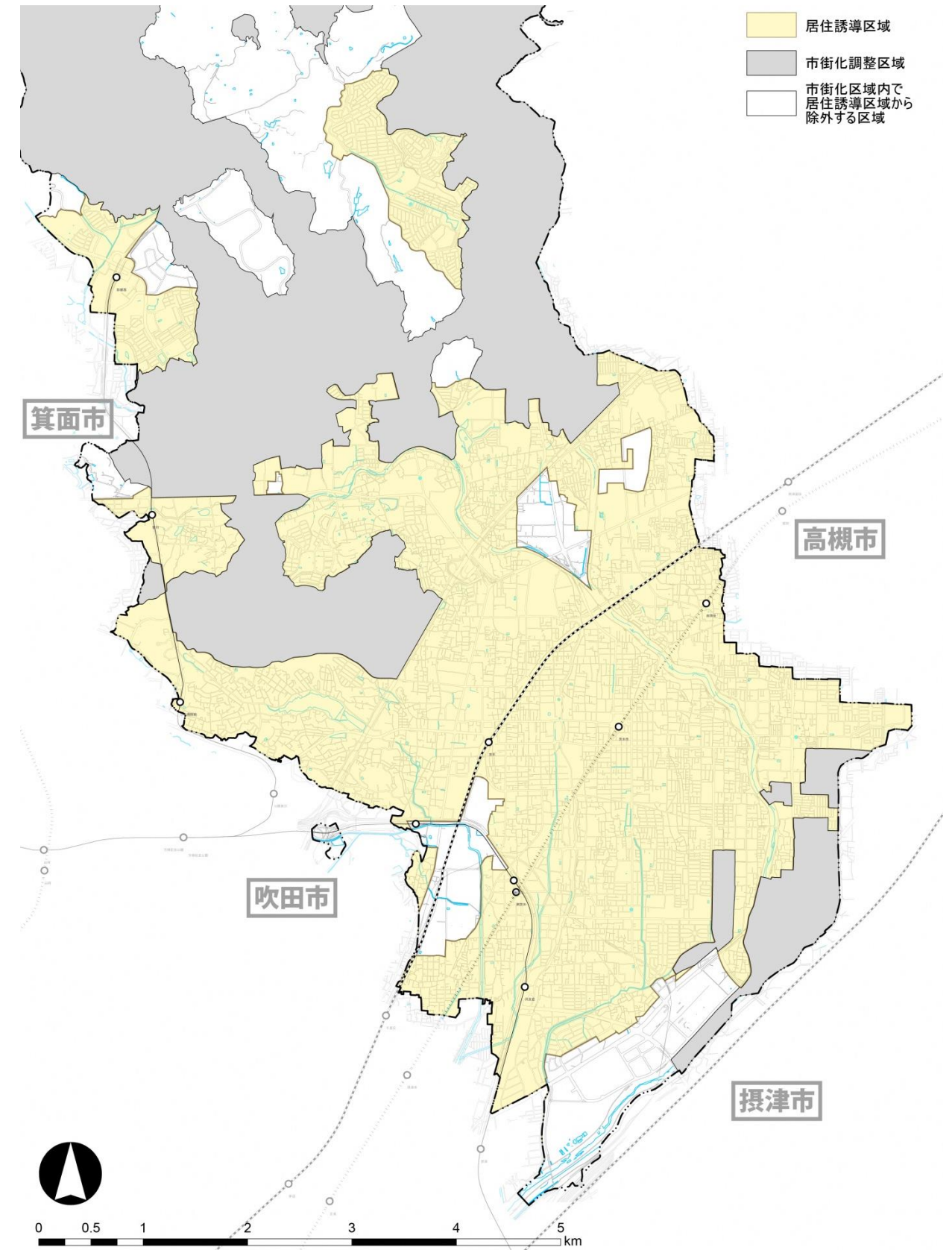
1. 居住誘導区域設定の考え方

本市は、一定の人口密度を維持した市街化区域内において、生活利便施設が居住地域の中に存在するとともに、公共交通網も充足しているコンパクトな居住地域を形成し、概ね暮らしやすいと感じている市民が多いことから、人口減少・少子高齢化が進展しても暮らし続けることが可能なまちを実現するため、今後も今ある市街地を将来にわたり維持していくことを基本的な考え方として居住誘導区域を設定する。

(市街化区域内で居住誘導区域から除外する区域) ※各区域詳細は参考資料2を参照

- 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、及び土砂災害危険箇所
 - ・災害の危険性のある区域であるため。
 - (対象の区域：参考資料2を参照)
- 地区計画により住宅の建築が制限されている区域、及び流通業務地区
 - ・都市計画制度により、住宅の建築が制限されているため。
 - (対象地区：藤の里周辺、彩都あさぎ・彩都やまぶき周辺、彩都あかね、島周辺、岩倉町周辺、太田東芝町周辺)
- 工業地域の一部
 - ・工場など操業環境を確保し、産業機能の維持・増進を図ることは、雇用の場の確保や職住近接の実現だけでなく、新たな転入促進や都市の活力の維持・増進につながるため。
 - (対象地区：五日市・南耳原周辺、東宇野辺・丑寅周辺)
- 彩都東部地区
 - ・彩都東部地区は、将来の土地利用について施設系を中心に関係者間で検討・調整中であるため。
 - (対象地区：彩都東部地区)
- 市街化区域縁辺部などで住宅地として利用していない一団の区域
 - ・居住地域を無秩序に拡大させないため。
 - (対象区域：西安威周辺、清水周辺、宮島周辺、大字小坪井周辺)

2. 居住誘導区域



※「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」は居住誘導区域から除外